

配信日 令和2年7月28日

スプレー缶の事故～爆発火災も、扱い方確認を～

内容

スプレー缶を使用後、たばこを吸うためにライターに着火したところ、周辺を焼損し、手足などに火傷を負った。(50代、男性)

自動車の荷物スペースに置いていたスプレー缶が破裂し、車の天井が破損した。(30代、女性)

消費生活センターからのアドバイス

殺虫剤、化粧品、医薬品、塗料、消臭・芳香剤などのスプレー缶製品は、日常生活の様々なところで、身近に利用されています。とくに、夏場は日常生活やスポーツ・レジャー等で、使用する機会が多くなります。これにともない全国各地で、スプレー缶製品の大規模な爆発火災が大きく報道されるなどの事故が後を絶ちません。スプレー缶の正しい取り扱い方法を確認し、事故を未然に防ぎましょう。

事例 は、室内に滞留していたスプレー缶の可燃性ガスに引火したものと推定されます。可燃性ガスを含むスプレー缶の使用時や使用後は十分に換気を行いましょう。また、可燃性ガスを含むスプレー缶を火気のある場所の近くで使用すると、ガスに引火して危険です。火気のある場所の近くでは使用しないでください。

事例 は、車内で直射日光が当たるなどして缶が高温となり、上昇した内圧に耐えられなくなって破裂したものと推定されます。夏期は、車内の温度も非常に高くなり、車内にスプレー缶を放置するのは非常に危険です。直射日光が当たる場所や高温になる場所に置かないでください。

スプレー缶製品を廃棄する際は、屋外の風通しのよい場所で、ガス抜きキャップやスプレーボタンを使って中身を出し切ってください。廃棄方法については、自治体により取り扱いが異なりますので、お住まいの市町の指示に従ってください。

もし事故が起きたら、製品や現場の写真を撮るなど状況を詳しく記録し、販売店やメーカーに伝えましょう。また、消費生活センターなどの相談窓口ご連絡してください。

おかしいなと思ったときは、すぐに最寄りの「消費生活センター」または「各市町相談窓口」にご相談ください。



おかしいと思ったら、一人で悩まず 早めに相談を

長崎県消費生活センター 095-824-0999

[相談受付時間] 平日(月～金曜日) ... 午前9時～午後5時(12時～13時を除く)

全国共通ダイヤル 188 (イヤヤ!)

| | |
|--------------------------------|--------------------------------|
| 長崎市消費者センター (095-829-1234) | 対馬市消費生活相談所 (0920-52-8322) |
| 佐世保市消費生活センター (0956-22-2591) | 壱岐市消費生活センター (0920-48-1135) |
| 島原市消費生活センター (0957-62-9100) | 五島市消費生活センター (0959-72-6144) |
| 諫早市消費生活センター (0957-22-3113) | 西海市消費生活センター (0959-37-0145) |
| 大村市消費生活センター (0957-52-9999) | 雲仙市消費生活センター (0957-38-7830) |
| 平戸市消費生活センター (0950-22-9122) | 南島原市消費生活センター (0957-82-3010) |
| 松浦市消費生活センター (0956-72-1861) | |

各町にも相談窓口があります